平成２２年（フ）第２５８０号
福岡県糸島市高田５丁目22番13―503号
債務者　渡部多恵子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５８９号
福岡市南区高宮２丁目４番３―101号
債務者　久保　正子（旧姓宝積）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４９９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4480番地松元方
債務者　河野　真吾
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
北海道勇払郡厚真町字上厚真22番地の１
債務者　杉渕　良男
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０１号
北海道苫小牧市澄川町３丁目17番14号
債務者　井上　政男
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０２号
北海道苫小牧市澄川町３丁目17番14号
債務者　井上　通江
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２４８号
北海道苫小牧市のぞみ町２丁目６番６号
債務者　中嶋　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２４９号
北海道苫小牧市のぞみ町２丁目６番６号
債務者　中嶋　和子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５１号
千葉県館山市上野原138番地の10
債務者　平野美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第５２号
千葉県鴨川市川代1203番地
債務者　石井　孝二
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第１０６号
香川県仲多度郡多度津町大字青木601番地１
債務者　中西　忠**德**
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５５５号
大分市大字木上418番地の８
債務者　木坂　洋美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４２５号
那覇市字松川275番地４　スイートハウス305、住民票上の住所沖縄県豊見城市字平良178番地８　豊見城団地県改良住宅Ｆ―501号
債務者　上間　　顕
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１９号
宮城県栗原市金成沢辺町10番地１
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
千葉県柏市高田500番地81　鈴木アパート102号
債務者　荒井賢次郎
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６０８号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町１丁目2051番地１　グランドガーデンＯＭＩＹＡ202、申立時の住所千葉県柏市柏701番地８　葉山サンハイムＢ―101号
債務者　大河内健二
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１８号
千葉県松戸市六高台４丁目67番地
債務者　飯島　芳和
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部